





龍神大吊り橋(茨城県)

税務コーナー

平成26年度税制改正について

相続コーナー

効果的な生前贈与の進め方

ゆびすいグループの紹介

相続専門部紹介

2	税務コーナー				
	平成 26 年度税制改正について				
	•••••	緒	方	康	人
5	労務コーナー				
	就業規則の有効性				
		Ш	内	洋	佑
7	現代まなびや考				
•		ī)			
	ケース 2 Wの里・小規模多機能型居宅		設(舞鶴	市)
0					
9	公益コーナー マンナーマネス ★授託制度について				
	子ども・子育て支援新制度について 	谷	高	清	治
			Шaj	/日	/⊔
11	経営コンサルコーナー				
	経営革新等支援機関(続編)	7	Ш	==	<i>I</i> /-
	••••••	石		竜	佑
13	相続コーナー				
	効果的な生前贈与の進め方				
	••••••	藤	野	直	志
15	ゆびすいグループ紹介				
	相続専門部の紹介				

~お知らせ~

中小企業の「経理実務バイブル」を5月下旬に発刊!

「経理の仕事がどんどんわかる! 中小企業の経理実務バイブル」が、出版文化社より5月下旬に発刊されます。(詳細は、後日、弊社ホームページでお知らせいたします。)

当グループの公認会計士・税理士・司法書士などの若手専門スタッフが、得意分野ごとに分担して、執筆いたしました。

多岐にわたる中小企業の経理の仕事のうち、会計業務を中心に、新入 社員から中堅社員までを対象として、ポイントを解り易く解説していま す。中小企業の経理担当者の方々に、「こんな本が欲しかった」と感じて いただけるよう執筆いたしました。

特に、「社長が経理担当者に求めていることは何か」について触れているコラムが、他の経理本とはひと味違うところです。

中小企業の経理担当者が、その仕事の内容や意味を理解し、社長から 信頼され、会社の発展に寄与し、それによって、経理の仕事に対するや りがいを感じてもらうことに、本社が少しでも貢献できれば幸いです。



平成 26 年度税制改正について

ゆびすいグループ 公認会計士・税理士 緒 方 康 人

1. はじめに

周知のように、平成26年3月31日に「所得税等の一部に関する法律案(以下、26年度改正)」が交付されました。26年度改正では、①デフレ脱却・経済再生の実現、②税制抜本改革の着実な実施、③震災からの復興支援等のための税制上の措置を掲げ、所得税・法人税などの税目で注目すべき改正がなされています。

近年の税制改正は法人税を減税 し、所得税・相続税は増税すると いう傾向がありました。26年度税 制改正でもこうした傾向は続いて います。

そこで、本稿では26年度税制 改正のなかでも所得税と法人税の 改正を中心にその内容を整理した いと思います。

2. 所得税

(1) 給与所得控除額の見直し

24年度改正で給与所得控除額の上限が245万円になったことは記憶に新しいと思います。26年度改正ではそれをさらに推し進めた改正がなされています。

給与所得控除額は平成28年分の所得税より段階的に上限額が引き下げられます。その内容は**図表 1** のとおりです。

(2)取得費加算の見直し

相続税の納税資金捻出などのため、相続により取得した財産を譲渡した場合には、相続税額のうち一定の金額を譲渡資産の取得費に加算することが認められています。現行規定では、譲渡した資産が土地の場合にはその者が相続した全ての土地に対応する相続税相当額を取得費に加算することができました。

しかし、譲渡していない土地に 対応する相続税相当額までも取得 費に加算することは不当な優遇措 置だという意見があり、この規定 に改正が入りました。

本改正により、相続した土地を 譲渡した場合に取得費加算できる 金額は、譲渡した土地に対応する 相続税相当額に限られることにな りました。

この改正は平成27年1月1日 以後に開始する相続又は遺贈によ り取得した財産を譲渡する場合に ついて適用されます。

(3) その他の主な事項

①特定の居住用財産の買換え等の 特例は、譲渡資産の譲渡対価に 係る要件を現行の1.5億円から 1億円に引き下げたうえで、適 用期限が2年間延長されまし た。

- ②居住用財産の買換えの場合の譲 渡損失の繰越控除等の適用期限 が2年間延長されました。
- ③特定居住用財産の譲渡損失の繰 越控除等の適用期限が2年間延 長されました。
- ④いわゆるゴルフ会員権等の譲渡 損失の給与所得等との損益通算 ができなくなりました。この改 正は平成26年4月1日以後に 行う資産の譲渡から適用されて おります。

3. 法人税

(1)生産性向上設備投資促進税 制の創設

26年度税制改正の目玉は生産性向上設備投資促進税制の創設であると思います。従来、こうした設備投資に関する税制は中小企業を対象とするものが大半でした。しかし、同税制の対象法人は「青色申告法人」となっており、中小企業だけでなく大法人も対象になっています。また、製造業だけでなく、サービス業等の非製造業も適用できる点が特徴的です。

この税制の対象資産は生産等設備を構成する機械装置、建物及び建物附属設備、構築物、工具器具備品及びソフトウェアで、生産性

図表1

	111/2	改	正	
	現行	平成 28 年分の所得税	平成 29 年分以後の所得税	
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200 万円	1,000 万円	
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円	

向上設備等に該当し、一定の金額 以上のものです。

生産性向上設備等は①先端設備と②生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の二つに分類されます。端的にいうと、①は最新モデルの設備で生産性年平均1%以上向上する設備をいいます。②は投資計画における投資利益率が年平均15%以上(中小企業者は5%以上)向上する設備をいいます。これらに関する詳しい解説は経済産業省のHPに掲載されているのでそちらを確認してください。

上記に該当する資産を平成26年1月20日から平成29年3月31日までに取得し事業の用に供した場合、特別償却または税額控除を適用することができます(ただし、平成26年1月20日から平成26年3月31日の間に取得した資産について特別償却または税額控除できるのは平成26年4月1日を含む事業年度であることに注意して下さい)。特別償却る時期、資産によって異なりますので**図表2**を参照してください。

最後に適用手続について確認し

ておきます。①は、最新モデル、 生産性向上要件を満たしていることについて設備メーカーから証明 書を入手する必要があります。② にかんしては、会社が作成した投資計画につき公認会計士・税理士 から事前確認を受け、経済産業省 から確認書を発行してもらう必要 があります。どちらも書類を用意 するのにある程度時間を要するの で余裕をもって準備してください。

(2)中小企業投資促進税制の 拡充

現行、中小企業者が特定機械装置等を取得した場合、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除が適用できます。

26年度改正により、同規定の適用期限は平成29年3月31日まで3年間延長されました。加えて、特定機械装置等が(1)の生産性向上設備投資促進税制の対象である設備に該当する場合、特別償却または税額控除できる金額が上乗せされます(図表3)。

現行規定では、資本金の額が3,000万円超の中小企業者は税額

控除を選択することができませんでした。しかし、(1)に該当する設備を取得した場合には税額控除ができることに注意してください。

(3)所得拡大促進税制の改正

現行、雇用者給与等支給額が基準年度より5%以上増加する等、一定の要件を満たした場合、その増加額の10%相当額の税額控除が適用できます。

26年度改正により、当該規定の適用要件が次のように緩和されました。

① 增加割合要件

「5%以上」要件は以下のよう に要件が緩和されました。

- ・平成27年4月1日前に開始する事業年度・・・2%以上
- 平成27年4月1日から平成28 年3月31日までに開始する事業年度・・・3%以上
- 平成28年4月1日から平成30 年3月31日までに開始する事業年度・・・5%以上

図表2

期限	H26.1.20 ~ H28.3.31	H28.4.1 ~ H29.3.31			
機械装置など	即時償却または5%税額控除	50%特別償却または4%税額控除			
建物、構築物	即時償却または3%税額控除	25%特別償却または2%税額控除			

図表3

— · ·				
資本金の額	改正前	改正後		
3,000 万円超 1 億円以下	30%特別償却 (税額控除なし)	即時償却または7%税額控除		
3,000万円以下	30%特別償却または 7%税額控除	即時償却または10%税額控除		

② 平均給与等支給額要件

平均給与等支給額の算定の基礎 となる雇用者の範囲が継続雇用者 (前期の退職者、当期の新規雇用 者、高年齢雇用者を除く)に変更 されました。

この規定は25年度改正で導入されました。しかし、増加割合5%以上という要件が厳しいという意見があり、使い勝手の悪い規定となっていました。

本改正により要件が緩和されたことで、同規定を適用できる法人も増加することが見込まれます。

(4) 交際費課税の見直し

交際費等の損金不算入制度について、以下の見直しを行い、適用期限が平成28年3月31日まで2年間延長されました。

• 交際費等の額のうち、接待飲食 費の額はその50%が損金算入 されます。

現行規定では交際費にかんして、大法人は全額損金不算入、中小法人については年800万円までは損金に算入され、800万円を超える金額は損金不算入となる定額控除限度額制度が採用されています。改正後、中小法人は、上記の改正と定額控除限度額制度との選択適用となります。

したがって、平成26年4月1日以後開始する事業年度より、中小法人は交際費等の損金不算入額の計算方法を選択適用することができます。そのため、どちらの制度を選択するかで税額に有利不利が生じることに留意してください。

(5)復興特別法人税の前倒し 廃止

復興特別法人税は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内に属する事業年度に課税されることになっていました。

26年度改正により、復興特別 法人税が1年前倒しで廃止される ことになりました。したがって、 3月末決算法人は平成26年3月 期が復興特別法人税の最終課税事 業年度となります。

(6) その他の主な事項

- ①中小企業者の少額減価償却資産 の取得価額の損金算入の特例が 2年間延長されました。
- ②試験研究費の「増加型」の税額 控除について、増加試験研究費 の額の最大30%を乗じて計算 した金額の税額控除ができるこ とになり、適用期限が3年間延 長されました。

4. 消費税

(1) 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

現行、第4種事業に分類されている金融業及び保険業を第5種事業とし、みなし仕入率が60%から50%に変更されました。さらに、第5種事業に分類されていた不動産業は新たに設けられる第6種事業とし、みなし仕入率が50%から40%とされました。

上記の改正は、平成27年4月 1日以後に開始する課税期間から 適用されます。



5. まとめ

以上、26年度改正についてその概要を簡単に解説してきました。上記のほかにも、所得税ではNISA口座に関する見直し、法人税では地方法人税の創設と法人事業税の税率改正などがあります。また現在、法人税の実効税率の引下げや消費税の軽減税率の導入などが議論されています。

本年4月1日から消費税率が8%に増税され、いよいよ来年1月1日からは相続税が改正されます。毎年の改正で税制はますます複雑になっており、知らないと損をすることも少なくありません。今後の改正動向にも注意するとともに、事前準備と対策を忘れないようにしていきましょう。



シリーズ②就業規則の有効性

ゆびすいグループ 社会保険労務士 山 内 洋 佑

はじめに

就業規則はどの時点から有効な ものとなるのでしょう?

前回は、就業規則は「なぜ必要 か | をテーマにお話を進めてきま したが、今回はその就業規則を「有 効なものにする」をテーマにお話 しさせていただきます。

就業規則作成後の流れ

まず、就業規則作成後の流れは 以下の通りです。

- ①就業規則作成
- ②従業員代表者(従業員の過半数 で組織する労働組合がある場合 は労働組合)から原案に対する 意見を聴取し、意見書を作成、 提出してもらう
- ③就業規則に意見書を添付し、監 督署へ提出
- ④従業員へ周知

この流れの中で、どの時点で就 業規則は有効なものとなるので しょうか。③の監督署へ提出した 時点で就業規則が有効なものにな ると、お考えの方が多いのではな いでしょうか。監督署へ提出する と監督署の受付印が押印されます ので、それで一安心されるのかも しれません。

しかしながら、実は④の従業員 への周知がなければ、就業規則は 有効なものとはならないのです。

周知方法

前回、就業規則作成後の意見聴 取義務や周知義務が法律に定めら れていることはお話しさせていた だきましたが、さらに法律では、

周知の方法についても定められて います。

■労働基準法第106条

就業規則は、常時各作業場の 見やすい場所へ掲示し、又は備 え付けること、書面を交付する ことその他の厚生労働省令で定 める方法によって、労働者に周 知させなければならない。

■労働基準法施行規則 第52条の2

第106条第1項の厚生労働 省令で定める方法は、次に掲げ る方法とする。

- ①常時各作業場の見やすい場所 へ掲示し、又は備え付けるこ 7
- ②書面を労働者に交付すること
- ③磁気テープ、磁気ディスクそ の他これらに準ずる物に記録 し、かつ、各作業場に労働者 が当該記録の内容を常時確認 できる機器を設置すること

必ずしもこのような方法によ る必要はありませんが、「いつで も従業員が閲覧できる状態になっ ている」ということがポイント

ここでよく見落としがちなこと が「各作業場 | の捉え方です。各 作業場とは、本店や支店があれば それぞれに、部署によりフロアが 異なり、部署間の行き来ができな い(しづらい)場合はフロアごと に備える必要があります。

裁判における判決

実際、裁判では以下のような判 決が出ていますのでご紹介しま す。

■フジ興産事件 (H15.10.10 最高裁)

あらまし

- ●従業員
- 顧客の要望に十分応じずトラブ ルを発生させる
- 上司の指示に対して反抗的な態 度、さらに上司への暴言により 職場秩序を乱す
- 会社に就業規則があるのは知っ ていたが、自己の就業場所に備 え付けられていないことを確認 していた

●会計

就業規則に基づき懲戒解雇処分

●最高裁の判断

- ①労働者を懲戒するには、あらか じめ就業規則において懲戒の種 類及び事由を定めていることを 要する。
- ②就業規則が法的規範としての性 質を有するものとして拘束力を 生ずるためには、その内容を受 ける事業場の労働者に周知させ る手続きが採られていることを 要する。

従って、②の記載の通り就業規則 は従業員に周知して初めて効力が 発生するという判断がなされ、会 社側は敗訴となりました。

「周知」の解釈

「事業所に就業規則を備え付け てはいるんだけど、誰も見てない んだよね・・・これって周知して るってことになるの? |

このようなご相談を受けること があります。備え付けているだけ でいいのか、説明会を実施しなけ ればならないのか、さらには、全 員に理解させる必要があるのか

こちらに関しましては、以下の ポイントを押さえて下さい。

【ポイント】

大半の従業員が就業規則の内容 を知っている状態にすること

従業員が就業規則をいつでも見 られる状態にすること

就業規則の適用の対象となる従業 員は?

さて、ここから少し話しが変わ りますが、就業規則をどの従業員 に適用させるかはお考えでしょう *か*?

従業員には①正社員、②契約社 員、③出向計員、④パートタイム、 アルバイト、 ⑤嘱託社員など職種 や雇用形態の異なる方がいます が、作成された就業規則は、どの 従業員まで適用されるのでしょう か。

当然、それぞれの雇用形態によ り、職務内容や権限、賃金等の労 働条件、職責など異なりますので、 それぞれの雇用形態に即した就業 規則を作成することが必要となり ます。

例えば、先に記した雇用形態の 従業員がいるとすると以下のよう な就業規則の作成を検討しなけれ ばなりません。

- ① 下 計員
- ⇒「正社員就業規則」
- ②契約計員
- ⇒「契約社員就業規則 |
- ③出向計員
- ⇒「出向社員就業規則」
- ④パートタイム・アルバイト
- ⇒「パートタイム・アルバイト 就業規則
- ⑤嘱託社員
- ⇒「嘱託社員就業規則 |

※就業規則に定める共通事項以外 については個別に雇用契約書や 労働条件通知書に明記してある 場合などは、同一規則で複数の 雇用形態の従業員を対象とする ことも可能です。

新たな雇用形態

昨年4月に改正施行された労働 契約法により将来、新たな雇用形 態の従業員が生じることとなりま した。

おさらい

■労働契約法(H25.4.1 施行)

有期労働契約が5年を超えて反 復更新された場合、従業員より無 期労働契約への転換の申し出があ れば、無期労働契約へ転換しなけ ればならない。

有期労働契約から無期労働契約 に転換しなければならないという ことは正社員にしなければならな いということではありません。労 働契約の「期間の定めあり」を「期 間の定めなし」にしなければなら ないということです。その他の労 働条件は変更しなくても構いませ h.

- 無期転換=正社員
- 有期契約⇒無期契約

今後この無期転換した従業員に 対し、どの就業規則を適用させる のかを検討しておく必要がでてき ます。

既存の就業規則を準用すること は問題ありませんが、労働条件が 異なることに伴う、職責、権限、 服務などの違いを明確にしていく 必要があります。なお、今年の4 月からこの無期転換制度に特例が 設けられましたのでご参考下さ ()

■研究開発力強化法・大学教員等 任期法による特例(H26.4.1施

大学等及び研究開発法人の教員 等、研究者、技術者、企画立案担 当者等で有期労働契約を締結した 従業員は、労働契約法における無 期転換制度の例外とし、有期労働 契約が通算10年を超えた場合に 無期転換制度の対象となる。

最後に

手間暇かけて作成した就業規則 を有効なものとするために、参考 にしていただければと思います。

労務に関するご相談は、当労務 センターまでご相談下さい。



現代まなびや考 Vol.70

建物のデザインに見る園の現在

●ケース1

「キラリ、じぶんらしさ。」 ともに生き、ともに育ちあう保育の実践



▶園舎北東面





▲ ○ · 1 歳児保育棟(生活様式が異なる ○ · 1 歳 児を別棟に独立させている)

▶多様な遊びを生み出す広い園庭

大分県日田市Tこども園 ▶名 幼稚園型認定こども園

▶竣 工 平成25年10月



▲遊戯室前デッキテラス



▲園舎東面







◆広い園庭に面している各保育室

◀明るく開放的な1歳児保育室



●ケース2

家庭的な環境、人々とのふれあいで おだやかな日々を過ごしていただきたい









▲正面外観(玄関前に駐車場が配されているので、毎日の通所にも便利)

称 Wの里(舞鶴市) ▶名

小規模多機能型居宅介護施設

工 平成25年3月



明るく、広いお風呂と脱衣所▲▶







▲明るく機能的なトイレ



▲収納が豊富で使いやすい調理室
▲壁には持ちやすい手すりが設置されている

子ども・子育て支援新制度について

ゆびすいグループ 公益法人事業部長 谷 崎 清 治

制度の概要

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

新たな制度の目的は?

「子ども・子育て支援新制度」は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

- 1. 質の高い幼児期の学校教育・ 保育の総合的な提供
- 2.保育の量的拡大·確保、教育・ 保育の質的改善
- 3. 地域の子ども・子育て支援の充実

制度の主な内容

1.「質の高い幼児期の学校教育・ 保育の総合的な提供」

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」制度が改善されます。

幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。

具体的には、4種類(「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」)ある認定こども園のうち、「幼保連携型認定こども園」について、設備や運営に関する基準、提供される教育・保育の内容などが新たに定められます。

また、これまで非常に複雑で、 事業者の方々の負担となっていた、施設を設置するための手続き を簡素化することや、財政措置の 見直しなどにより、幼保連携型認定こども園の設置を推進するとされています。

2.「保育の量的拡大・確保、教育・ 保育の質的改善」

保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育(「旧保育ママ」)」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することを目指しています。

また、こうした「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図るとされています。地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。

3.「地域の子ども・子育て支援の充実」

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施します。

地域における子育で支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「地域子育で支援拠点事業」、「延長保育」、「妊

婦検診」などのさまざまなサービスの拡充を図るとされています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できるしくみづくりを目指しています。

4. 基礎自治体(市町村)が実施 主体

市町村は地域のニーズに基づき 計画を策定し、給付・事業を実施 します。

需給調整にあたり認定こども 園、幼稚園、保育所等の利用状況 や認定こども園への移行希望に十 分配慮し設定します。

都道府県は、地域における教育・保育施設の定員総数が、「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定した「量の見込み」に「都道府県計画で定める数」を加えた数に達するまでは、認可・認定しなければならないとされています。

5. 社会全体による費用負担

早ければ平成27年4月を目途 に、新制度に基づくサービスの施 行を目指しています。

新制度には消費増税(10%)による財源が充てられます。消費税率は、平成26年4月に8%へ、平成27年10月に10%へ引き上げられる予定です。

消費税率引き上げ(10%)によって確保する約0.7兆円の財源が、恒久的な財源として、この新制度に充てられます。

さらにその他の財源も含め1兆 円超の確保を目指しています。

6. こども・子育て会議の設置

制度ごとにバラバラな政府の推 進体制を整備(内閣府に子ども・ 子育て本部を設置)します。有識 者、地方公共団体、事業主代表・ 労働者代表、子育て当事者、子育 て支援当事者等(子ども・子育て 支援に関する事業に従事する者) が、子育て支援の政策プロセスな どに参画・関与することができる 仕組みとして、国に子ども・子育 て会議を設置しました。

市町村等の合議制機関(地方版 子ども・子育て会議)の設置を努 力義務としています。

7. 私立幼稚園における未就園児 クラス(認可外保育事業を含 む)の実施

幼稚園に併設されている認可外 保育施設については、児童福祉法 関係法を遵守して施設の運営を図 るよう適切な指導を行うこととさ れています。

子ども・子育て支援新制度に関す るQ&A

Q1:入所・入園などの手続きは どう変わるの?

幼児教育・保育を受けること(保 育所・認定こども園などの入園) を希望する場合は、市町村に申請 して保育の必要性の認定(「支給 認定」といいます。)を受け、市町 村から、認定結果に応じた「認定 証」が発行されます。

認定された保育の必要性に応じ て、認定こども園、幼稚園、保育 所、家庭的保育(保育ママ)など の中から、それぞれのニーズに 合った施設に利用希望の申し込み をします。

市町村は申請者の希望、施設の

利用状況に基づき利用調整を行い ます。

施設は利用者からの入園申込み に対して正当な理由がない限り必 ず受け入れなければならないとい う応諾義務を負います。

具体的な手続きについては、現 在、国でも議論されています。

新制度では、客観的な基準に基 づき、以下の区分で保育の必要性 の有無や必要量を認定します。

- (1). 1号認定こども: 3~5歳/ 保育の必要性なし
- (2). 2号認定こども: 3~5歳/ 保育の必要性あり
- (3). 3号認定こども: 0~2歳/ 保育の必要性あり(2)、(3)につ いては、さらに、保育の必要 量に応じて、「保育標準時間利 用」もしくは「保育短時間利用」 の2種類に区分されます。

Q2: 利用料金はどうなるの?

利用者が負担する費用(保育料 等)は、現在の利用者負担の水準 や、利用者の負担能力(所得等) に応じて設定されます。

現状の幼稚園の場合は後から就 園奨励費が出て還付されますが、 認定こども園の場合は所得に応じ て最初から保育料が減免されま す。差引年間支払総額は同じでも 毎月支払う保育料は異なります。 (施設給付型の方が毎月の支払金 額は低額になります。)

Q3: 今ある「保育所」や「幼稚園」 はどうなるの?

既存の「幼稚園」も「保育所」も、 そのまま「幼稚園」や「保育所」と して運営され続ける場合もあれ ば、幼稚園と保育所の機能を併せ 持つ「認定こども園」へ移行する 場合もあります。

幼稚園や保育所から「認定こど

も園」への移行は事業者の任意で すが、「質の高い幼児期の学校教 育・保育の総合的な提供 という新 制度の目的を達成するために、国 では、「認定こども園制度」の中で、 特に「幼保連携型認定こども園」 の整備を促進するとしています。

Q4: 待機児童は解消されるの?

待機児童の解消は、新制度の大 きな目的のひとつです。

認可制度の改善・透明化や、小 規模保育や家庭的保育(保育ママ) などに対する財政措置の充実など も、待機児童の解消に効果がある と考えられています。

市町村も、地域の実情を的確に 反映した事業計画を策定し、これ に基づいて、保育を必要とする子 どもが、必要なサービスを確実に 受けることができるよう、各種施 設・サービスの整備を進めます。

Q5: 新制度の施設給付型に移行 するか決めるのに猶予期間 はあるの?

現在、まだ公定価格・利用者負 担等決まっていないことも多く今 年度中に決断できない場合は猶予 期間が設けられます。

制度の詳細はこれから決められ るため、現行の都道府県所管(施 設型給付費の給付を受けない場合 は従来と同じく私学助成等を受け ることが可能です。) にとどまる のか、市町村所管に移るのか、さ らには幼保連携認定こども園に移 行するのか。それぞれのメリット、 デメリットを勘案しながら、明確 な将来ビジョンを持って、選択す る必要があります。

※平成26年4月2日現在の情報 になります。

経営革新等支援機関(続編)

ゆびすいグループ 中小企業診断士 石 田 竜 佑

前回のゆびすいニュースでも紹 介させていただきましたが、税理 士法人ゆびすいは前年度の3月 21日付で経営革新等支援機関に 認定されました。認定支援機関は 現在も増加し続けており、前年度 末の段階では19,788機関でした が、その数が21.174機関(平成 26年4月2日現在)と1,000機関 以上増えています。認定支援機関 の増加や、これから紹介する事業 の内容と予算額を見ましてもその 力の入れ方は並ではありません。

今回は、今年度のメインとなる であろう3つの施策について、紹 介させていただきます。

Ⅰ. 中小企業・小規模事業者もの づくり・商業・サービス革新事業

前年度の「ものづくり中小企業・ 小規模事業者試作開発等支援 | の 流れを汲んだ補助金となります。 補助予算が前年度の1.007億円 から1,400億円に増額しました。 前年度同様、事業への投資が差別 化を生み出し、いかに競争力を強 化できるかを明記した事業計画書 と、その実行可能性を認定支援機 関から確認されていることが必要 です。しかし、以下の点で前年度 とは異なります。

①11分野の技術活用

「ものづくり技術」に関する投 資は、「中小ものづくり高度化法 | の技術分野を活用した事業である ことが必要条件になります。ただ し前年度は22分野でしたが、本 年度は11分野となっており、ど の分野に該当するのか、十分な検 討が必要になります。

②革新的サービス

前年度は製造業の「ものづくり 技術 | に関する投資のみが対象で したが、今年度は**「革新的サービ** ス一の開発や試作への投資も対象 となります。革新的な役務提供等 を行い、3~5年の事業計画で「付 加価値額 | の年率3%及び「経常 利益」の年率1%の向上を達成す る計画であることが必要条件とな ります。

③新たな3つの類型

「ものづくり技術」と「革新的 サービス | のそれぞれについて、 以下の3つの類型があります。

ア)成長分野型

「成長分野 | とは「環境・エネル ギー」、「健康・医療」、「航空・宇 宙」とし、これらに関する試作品: 生産プロセスの改善・新サービス の開発に取り組む者を対象とし、 補助率は2/3で、補助上限額は 1,500万円、設備投資が必要条件 となります。

イ) 一般型

前年度同様に補助率は2/3で、 補助上限額は1.000万円です。前 年とは違い、50万円以上の設備投 **資**が必要条件となります。

ウ) 小規模事業者型

「中小企業基本法」における「小 規模企業者 | のみが申請可能とな ります。補助率は2/3で補助上限 額は700万円です。他の類型と は違い、50万円以上の設備投資が 補助対象外となり、試作開発のみ が対象となります。

全体の採択率は40%前後です が、前年度のデータでは弊社がサ ポートさせていただいた企業様は 約70%という非常に高い採択率 を獲得しております。

Ⅱ.中小企業・小規模事業者もの づくり・商業・サービス革新 事業(取引環境改善型需要開 拓支援事業)

名称の通り、先ほど紹介した「中 小企業・小規模事業者ものづくり・ 商業・サービス革新事業 | の姉妹 施策となります。ただし、対象経 費として、試作開発や設備投資だ けでなく、市場調査に係る経費も 補助対象となります。

本事業は、取引先事業所の閉鎖 等の影響により売上減少が見込ま れる中小企業・小規模事業者が実 施する新たな取引先を開拓するた めの経費の一部を補助すること で、中小企業・小規模事業者の振 興と経営の安定に寄与することを 目的とします。

補助対象者

○売上の減少要件が**取引事業所の** 閉鎖等後の影響を受けて、年間 の売上高が10%以上減少また は減少する見込みであることを 前提として、次のア)とイ)の 場合に対象となります。

ア) すでに閉鎖等の事象が生じて いる場合

1. 閉鎖等が過去2~3年前、もし くは1~2年前の間に生じた

閉鎖等が起きた年の前事業年度 の売上高と申請時の前事業年度の 売上高を比較して10%減少して いる場合。

2, 閉鎖等が申請日~1年前の間 に生じた

閉鎖等が起きた年の前事業年度 の売上高と申請時の当該事業年度

の売上高見込みを比較して10% 減少している場合。

※ただし、倒産等が現時点で会社 全体の売上が回復している場合 は対象外となります。

イ)閉鎖等の事象が生じる見込み の場合

閉鎖等が起きる見込みの当該事 業年度の売上高と申請時の前事業 年度売上高を比較して10%以上 の減少または減少する見込みであ ること。

○補助金申請時の雇用数を補助事 業終了時点まで維持すること。

②採択のポイント

ア) 事業内容

- ユーザーのニーズや売上目標が 明確であること。
- 事業の競争力強化につながり、 スケジューリング、遂行方法が 具体的で現実的であること。

イ)経理内容

- 無理な借入となっていないこと。
- 補助対象経費に対する金額につ いて、事業内容と経費区分が適 切に配分されていること。

ウ) その他

- 信頼性のある計算書類を作成し ていること。
- 認定経営革新等支援機関の確認 を得ていること。
- ※前年度になかった施策であり、 申請は早ければ早いほど、採択 率は高いと考えられます。

Ⅲ. 創業補助金(創業促進補助金)

前年度と同様に開業や法人設立 を支援する施策が創業補助金です。 認定支援機関に事業の実効可能 性を確認されていることと、特徴

として、金融機関との連携により、 いつでも外部からの資金調達によ る支援を見込める事業であること が求められます。

下記の①と②は共に、補助対象 経費の2/3、最大200万円の補助 を受けることが可能です。

① 「地域需要創造型起業・創業」

前年度同様、需要と雇用の創出 により、地域経済の活性化を目的 としたものです。対象者はこれか ら個人開業・会社の設立を行う者、 もしくは平成25年3月23日以 降に個人開業・会社の設立を行っ た者が対象となります。

②「第二創業」

後継者が事業を引き継いだ際、 業態変換や新事業・新分野への進 出を支援するものです。対象者は 平成24年9月23日から応募日 翌日以降6ヶ月以内かつ、補助事 業期間完了日までの間に事業継承 を行った者、又は行う予定の者が 対象となります。さらに先代経営 者は代表者を退任することが必要 条件です。

これらの施策は申請が採択され れば最大で1.500万円の補助を受 けられますが、次章では**補助金に** 関する注意すべき点を紹介します。

Ⅳ. 注意すべき点

①補助対象期間

補助対象となる経費は国が定め た対象期間内です。 つまり、 指定 された補助対象期間以前、以降に 発注・購入・契約したものは補助 対象になりません。

②補助対象経費

すべての経費が補助の対象にな るわけではなく、**国が定めた経費** が補助対象となります。その対象 経費も施策によって異なりますの で、注意が必要です。

③補助金の請求時期

事業計画書の申請により採択 後、すぐに補助金が振り込まれる わけではありません。採択から1 年半以上先に振り込まれることも 珍しくありません。

4 収益納付

補助金は税金の適正な運用のた めに「補助金適正化法」が定めら れております。補助事業完了後に も事業化状況報告を求められ、「収 **益納付」**が発生します。ただし、 どれだけ多くの収益を得たとして も、納付額は補助額を超えること はありません。

V. おわりに

今回紹介させていただいた補助 金もほんの一部で、日々情報は更 新されています。積極的に情報発 信はしておらず、相変わらず「知っ ている人だけが知っている | とい うのが現状です。

ゆびすいに依頼するメリットと しては先ほど申しましたが、他の 認定支援機関に比べて採択率が高 いことと、前年度早々から認定支 援機関として取り組んでいるた め、情報へ対応するスピードと、 事業計画書作成から申請までサ **ポートできるノウハウ**がありま す。ご相談は無料となっておりま す。お気軽にお問合せください。

※平成26年4月2日現在の情報 になります

効果的な生前贈与の進め方

ゆびすいグループ 相続専門部部長 税理士 藤 直 志

1. はじめに

平成27年から相続税の基礎控 除が引き下げられることをきっか けに、相続税対策への関心が高 まっています。弊社にも多数のお 問い合わせを頂いておりますが、 思い込みによる誤った方法で、対 策を実行されている方が非常に多 くいらっしゃいます。そこで今回 は、相続税対策である生前贈与を 効果的に実行されるための基本的 な事項を確認したいと思います。

2. 生前贈与の効果

節税対策としての生前贈与を実 行する意味は、将来の相続税の負 担を軽減することにありますが、 生前贈与を実行すれば、贈与税が 課税されます。贈与税は、相続税 よりも適用税率帯の区分が下記の 図1の通り不利な取扱いになって いることから、贈与する金額を誤 るとかえって税負担が増加するこ とにつながります。

図1(H27年以後の適用税率表)

相続税		
課税財産額	税率	
1,000万円以下	10%	
3,000 万円以下	15%	
5,000 万円以下	20%	
1億円以下	30%	
2億円以下	40%	
3億円以下	45%	
6億円以下	50%	
6億円超	55%	

贈与税		
課税財産額	税率	
200 万円以下	10%	
400 万円以下	15%	

600 万円以下	20%
1,000万円以下	30%
1,500 万円以下	40%
3,000 万円以下	45%
4,500 万円以下	50%
4,500 万円超	55%

(注)贈与税の税率表は、20歳以上の者が直 系尊属から贈与を受けた場合

では、税務上有利な生前贈与を 実行するにはどのような考え方で 進めるのが良いのでしょうか?

生前贈与による節税対策は、「① 相続開始時まで生前贈与せずに保 有していた場合にかかる相続税 | と「②生前贈与を実行した場合の 贈与税及び相続税 | を比較して② の方が低くなるように、毎年いく らの贈与を実行するのがベストな のかを検討することとなります。

具体例で検討してみましょう。 父親が、平成27年中に唯一の推 定相続人である息子(25歳)に 1度だけ財産を贈与すると仮定し ます。財産総額は1億円、贈与実 行額は100万円、800万円、2,000 万円の3パターンとします。

(具体例)

- ①相続開始時まで生前贈与せずに 保有していた場合にかかる相続税 相続税額 1,220万円
- ②生前贈与を実行した場合の贈与 税及び相続税

a.贈与額100万円の場合

贈与税額 0円 相続税額 1.190万円 税負担合計額 1.190万円 節税額(①との差) ▲30万円

b.贈与額800万円の場合

贈与税額 117万円 相続税額 980万円 税負担合計額 1,097万円 節税額(①との差)▲123万円

c.贈与額2,000万円の場合

贈与税額 585.5万円 相続税額 680万円 1.265.5万円 税負担合計額 節税額(①との差) 45万円

上記のaのケースは贈与税の基 礎控除(年間110万円)を意識し た贈与です。年間110万円以下 の贈与の場合、贈与税は課税され ず税務申告も不要ですので贈与時 点での税負担額だけ見ると最も有 利ですが、贈与額が少ない分相続 時に財産が多く残ってしまい、相 続税の負担が他のケースよりも多 くなってしまいます。逆にcの ケースは、相続時の財産を少なく して相続税の負担を軽減すること を意識した贈与です。確かに財産 が減少すれば相続時の税負担は減 少しますが、先述の通り贈与税は 相続税よりも適用税率帯の区分が 不利になっていますので将来課税 される相続税率よりも高い税率で 贈与税が課税されてしまい、か えって合計の税負担額は増加して しまいます。

上記の具体例では、bのケース が最も節税効果の大きい贈与であ ると言えます。

贈与税には年間110万円の基 礎控除があり、また贈与する財産 額が多ければ多いほど税率が高く なる累進税率が適用されることか ら、毎年少しずつ長期にわたって

計画的に贈与することが大きな節 税につながります。上記の具体例 を1年ではなく10年間に渡って 400万円ずつ贈与を実行した場 合の税負担額は下記の通りです。

10年分の贈与税額 335万円 相続税額 310万円 税負担合計額 645万円 節税額(①との差) ▲575万円

今後10年間に起こり得る税制 改正や、相続開始以前3年以内の 贈与を相続税の計算に算入すると いった要素を加味しておりません が、実に575万円もの節税効果 を得ることができます。繰り返し になりますが、生前贈与は長期に 渡って実行する方が節税効果が高 いことは明らかです。そのために も、年齢の若い段階から取り組む べきと言えるでしょう。

3. 贈与実行時の税務上の留意点

ところで、贈与する財産の種類 として多くの方が選択されるの は、現預金です。これは、最もコ ストもかからず手軽であるからで す。また、相続税の税務調査で財 産漏れが指摘される財産の第1位 は現預金であり、申告漏れ財産全 体の37.2%、実に1,236億円に も上ります(平成24年国税庁調 査事績より)。税務調査官は、亡 くなられた方だけでなく、そのご 家族の金融機関の口座の入出金記 録も十分に精査します。従いまし て、将来の税務調査においても問 題にならないように多額の資金移 動については説明ができるように 記録しておくべきです。特に税務

調査の現場で指摘が多いのが、い わゆる「名義預金」の申告漏れで す。口座の名義は、ご家族の方で すが資金の原資は亡くなられた方 が出されているケースです。亡く なられた方が贈与のつもりで少し ずつ勝手に開設したお孫さん名義 の通帳に資金を移動していました が、当のお孫さんは通帳の存在す ら知らないといったケースでは、 民法上贈与は成立しておらず、単 なる名義預金と扱われてしまいま す。民法上贈与を有効に成立させ るためには、贈与者の「あげまし た | 及び受贈者の「もらいました | という意思表示が必要で、トラブ ルを避けるためにはこれらを客観 的に示すことができるよう下記の 点に注意する必要があります。

1贈与契約書の作成

口頭でも贈与契約は成立します が、書面によることで客観性が増 します。なお、受贈者が未成年者 である場合は親権者が署名押印し ます。

②贈与内容の明確化

現預金の贈与の場合、現金で受 け渡すのではなく口座間で振り込 むことで客観性が担保されます。

③通帳、カード、印鑑の管理

これらは当然にもらった方が管 理すべきです。印鑑が贈与者のも のであるなどは論外ですので注意 が必要です。

4 使用収益権の確保

上記③に類似しますが、もらっ た人がもらった現預金を自由に使 える状態にあるかどうかが重要で す。贈与専用の通帳ではなく、で きれば普段お使いの通帳に振り込 まれるのがベターです。

5贈与税の申告納付

110万円を超える贈与を行っ た場合は必ず翌年3月15日まで に贈与税の申告納付を行い、税務 署に対して贈与の事実を明確にし ておく必要があります。ただし、 申告をすれば贈与が成立するとい うことではなく、やはり上記の① ~④の事実が大切ですので注意が 必要です。

4. おわりに

以上、単純な現預金の贈与を前 提に効果的な贈与のポイントをお 示ししましたが、実際に贈与を実 行する際には、①現状の財産と将 来の相続税額の把握、②納税資金 の確保、③毎年の贈与財産の金額 の算定と種類の選定、④将来考え られる争続対策としての遺言書の 作成、⑤財産の評価額の引き下げ 手法の検討、⑥他の有利な税制上 の措置の適用検討など、考慮しな ければならない事項が数多くあり ます。

生前贈与において、贈与する方 は金銭的に何ら得をしません。贈 与により財産が減る上、節税効果 を享受できるのは相続人の方だか らです。このことが足かせとなっ てなかなか対策を実行に移せない 方がいらっしゃいますが、ご自分 が亡くなった後に、ご家族が多額 の税負担や遺産相続争いで苦しむ のは悲しいことです。相続対策に 取り組むことは、家族への思いや りにほかなりません。微力ながら 弊社の税務担当者がお手伝いさせ ていただきますので、是非ご相談 ください。

ゆびすいグループ 事業部紹介 Vol.6

「相続専門部」を紹介します!

ゆびすいグループの各事業部紹介の第6弾は、今年新設された「相続専門部」です。 相続専門部には、堺本社に2名、大阪支店に1名のスタッフが常駐しております。 いったいどんなスタッフがどんな業務をおこなっているのか、相続専門部のメンバーをご紹介いたします!

本年1月に相続専門部を新設いたしました!

メンバー紹介

税制改正により、平成27年より相続税の基礎控除が従来の60%に引き下げられ、今までより多くの方々に相続税が課税されることとなります。これにより、『相続』に対する社会的な関心が一気に高まり、弊社におきましてもお客様からたくさんのお問い合わせを頂いております。

こういった状況を踏まえ、ゆびすいの70年のノウハウを結集し、お客様へ今まで以上に質の高いサービスを提供すべく、専門部署を新設する運びとなりました。全国の支店の会計担当者とともにチームを組んで対応いたします。相続対策、申告、遺産整理などに関するご質問やお悩みがございましたら、ぜひご相談ください。

相続専門部(本社) 山﨑 裕也

相続税の節税対策については、できるだけ早く着手し、長期間かけて行うことが必要となってきます。 そのためには、現状を正しく認識し、問題点とその対処法を検討するところから始まります。

些細なことでも結構ですので、ぜひ ご相談ください。

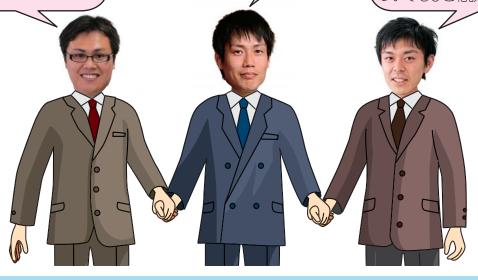
相続専門部 部長藤野 直志

相続税の節税のみならず、遺産分割 対策や納税資金対策などお客様お一 人お一人に合ったプランをトータル でコーディネートさせて頂きます。 是非一度、当部門へご相談ください。

相続専門部(大阪) 富田 幸裕

経営者の皆様にとって相続・事業承継は重要な問題です。

親族への承継か? 従業員への承継か? M&A により第三者への売却か? また早く対策することで、より多くの財産を残すことが可能となります。 経営者の皆様の今後の想いや相続に、ついてぜひご相談ください。





相続のことは

ゆびすいの『相続専門部』にお任せ《ださい』

さで。0120-640-171 受付時間 平日9:00~18:00